

公益財団法人福岡県下水道管理センター一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県下水道管理センター（以下「管理センター」という。）が発注する工事（修繕を含む。）（以下「工事」という。）について、入札に参加する者の資格・条件（以下「入札参加資格」という。）を定めて行う条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、対象工事とは、一般競争入札により入札を行う工事をいい、設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が5千万円以上の工事のうち、緊急に施工する必要がある等の理由で一般競争入札になじまないもの及び随意契約によるものを除く工事をいう。

2 この要領において、入札担当者とは、総務部長及び対象工事を所掌する浄化センターの所長をいう。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な入札参加資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事に対応する業種に係る福岡県における建設工事競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (4) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第6条に規定する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (6) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 配置予定技術者について、別に定める資格要件に適合していること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

①有資格業者名簿の格付等級

②本店又は営業所の所在地

- ③同種工事の実績
- ④その他必要な事項

(入札参加資格の決定)

第4条 入札担当者は、上記第3条に基づき入札参加資格を設定し、一般競争入札参加資格条件設定調書(様式第1号)により入札参加資格委員会の審議を経た上で決定する。

(入札の公告)

第5条 一般競争入札を実施するに当たっては、入札参加資格、入札の日時、場所及びその他入札に関する必要な事項について入札説明書等で明らかにし、管理センターホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載するとともに、管理センター総務部総務課及び工事を所掌する浄化センターにおいて閲覧に供することにより公告するものとする。

(入札説明書等)

第6条 入札説明書等は、次に掲げる書類から構成されるものとする。

- (1) 入札説明書
- (2) 入札公告
- (3) 仕様書
- (4) 設計図面
- (5) 契約書案
- (6) その他対象工事ごとに必要と認められる書類

(入札説明書等に関する質問)

第7条 入札説明書等に関する質問は、入札説明書の8(1)に定める期間において、「入札説明書等に関する質問書」(様式第2号)により受け付けるものとし、当該質問に対する回答は、「入札説明書等に関する質問に対する回答書」(様式第3号)により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札担当者は、見積期間を確保する観点等から必要があると認めるときは、質問を受け付ける期間を調整することができる。
- 3 入札担当者は、第1項の規定による質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を管理センター総務部総務課及び工事を所掌する浄化センターで閲覧に供する方法により公表するものとする。
- 4 第1項及び前項に規定する手続については、公告において明示するものとする。

(入札参加資格確認資料の提出等)

第8条 一般競争入札に参加しようとする入札参加希望者は、入札参加資格確認のため、次の各号に掲げる書類(以下「入札参加資格確認資料」という。)を郵送により提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号)
- (2) 一般競争入札参加資格確認項目一覧表(様式第5号)

(3) 同種工事施工実績調書（様式第6号）

- 2 入札参加資格確認資料の提出期限は、原則として、第5条の公告の日の翌日から起算して12日以内（福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という）を除く。）とする。
- 3 入札担当者は、必要に応じ、第1項に定める書類のほかにその内容を証明するための書類を添付資料として求めることができるものとする。
- 4 提出期限後における入札参加資格確認資料又は添付資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

（入札参加資格の確認）

- 第9条 入札担当者は、入札参加資格確認資料が提出されたときは、入札参加資格委員会の審議を経て入札参加資格の有無を決定するものとする。
- 2 前項の入札参加資格確認の基準日は、第8条第2項の規定による入札参加資格確認資料の提出期限日とする。
 - 3 入札担当者は、前2項の規定に基づく入札参加資格確認の審査結果を前項の基準日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に入札参加資格確認通知書（様式第7号）により入札参加希望者に対して郵送により通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。

（入札参加資格がないと決定した者に対する理由の説明）

- 第10条 入札参加資格がないと決定された理由の説明は、前条第3項の通知をした日の翌日から5日間（県の休日を除く。）一般競争入札参加資格不適合決定に対する理由請求書（様式第8号）により求めることができる。この場合、当該書面は管理センターに直接持参するものとし、郵送等によるものは認められないものとする。
- 2 入札担当者は、前項の規定により決定理由の説明を求められたときは、前項の期間の末日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
 - 3 入札担当者は、第2項の規定により説明を求めた者が、入札参加資格がある者であったと認めたときは、入札参加資格委員会の審議を経て、前条第3項の通知を取り消し、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。
 - 4 入札は、前2項の手続終了後でなければ執行してはならない。

（入札の方法）

- 第11条 第9条の規定により入札参加資格があると確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、第6条の入札説明書等により入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札書（管理センター契約事務等取扱要領様式第20号の2）及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を入札公告及び入札説明書で示した提出指定日に到着するように、提出しなければならない。
 - 3 入札の方法は、入札書等の提出を郵送により行う郵便入札とし、その手続については別に定める。

- 4 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は、無効とする。
- 5 入札参加者は、一度提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第12条 開札は、第5条の規定により入札説明書等で示した日時及び場所において、入札者又はその代理人の立ち会いのもと、行わなければならない。この場合において、入札者又は代理人が立ち会わないときは、当該入札に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札決定の方法)

第13条 入札担当者は、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格を提示した入札者のうち、最低の価格を提示した入札者を落札者とする。最低の価格を提示した入札者が2者以上の場合はくじにより落札者を決定する。

(落札の通知)

第14条 入札担当者は、落札者が決定したときは、直ちに、入札者に対し、落札決定の通知をするとともに、落札者に対し、契約締結についての必要事項を通知しなければならない。

(入札結果の公表)

第15条 入札結果については、速やかにホームページに掲載する方法及び閲覧に供することより公表するものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件に違反した入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札書等が所定の場所及び期日に到達しない入札、また、指定された方法以外での入札
- (5) 入札書に入札者の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札決定までに第3条に規定する入札参加資格の要件を欠いた者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成27年6月3日から施行し、同日以後に公告を行う対象工事に係る入札から適用する。